

平成 26 年度

電波の利用状況調査の評価結果

(714MHz 以下の周波数帯)

平成 27年 6 月

総 務 省

目次

	ページ
第1章 電波の利用状況調査・公表制度の概要	
第1節 制度導入の背景	1-1
第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要	1-2
第2章 平成26年度電波の利用状況調査の概要	
第1節 調査概要	2-1
第2節 評価方法	2-3
第3章 各総合通信局等における周波数区分ごとの評価結果	
第1節 北海道総合通信局	3-1-1
第1款 714MHz以下の周波数の利用状況の概況	3-1-3
第2款 26.175MHz以下	3-1-7
第3款 26.175MHz超50MHz以下	3-1-11
第4款 50MHz超222MHz以下	3-1-15
第5款 222MHz超335.4MHz以下	3-1-45
第6款 335.4MHz超714MHz以下	3-1-50
第2節 東北総合通信局	3-2-1
第1款 714MHz以下の周波数の利用状況の概況	3-2-3
第2款 26.175MHz以下	3-2-8
第3款 26.175MHz超50MHz以下	3-2-13
第4款 50MHz超222MHz以下	3-2-18
第5款 222MHz超335.4MHz以下	3-2-48
第6款 335.4MHz超714MHz以下	3-2-53
第3節 関東総合通信局	3-3-1
第1款 714MHz以下の周波数の利用状況の概況	3-3-3
第2款 26.175MHz以下	3-3-7
第3款 26.175MHz超50MHz以下	3-3-11
第4款 50MHz超222MHz以下	3-3-15
第5款 222MHz超335.4MHz以下	3-3-45
第6款 335.4MHz超714MHz以下	3-3-50
第4節 信越総合通信局	3-4-1
第1款 714MHz以下の周波数の利用状況の概況	3-4-3
第2款 26.175MHz以下	3-4-8
第3款 26.175MHz超50MHz以下	3-4-12
第4款 50MHz超222MHz以下	3-4-16
第5款 222MHz超335.4MHz以下	3-4-50
第6款 335.4MHz超714MHz以下	3-4-56
第5節 北陸総合通信局	3-5-1
第1款 714MHz以下の周波数の利用状況の概況	3-5-3
第2款 26.175MHz以下	3-5-7

第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-5-11
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-5-15
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-5-47
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-5-52
第6節	東海総合通信局	...	3-6-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-6-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-6-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-6-11
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-6-15
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-6-47
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-6-52
第7節	近畿総合通信局	...	3-7-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-7-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-7-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-7-12
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-7-16
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-7-47
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-7-52
第8節	中国総合通信局	...	3-8-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-8-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-8-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-8-12
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-8-16
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-8-49
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-8-54
第9節	四国総合通信局	...	3-9-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-9-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-9-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-9-11
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-9-15
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-9-46
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-9-51
第10節	九州総合通信局	...	3-10-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-10-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-10-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-10-11
第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-10-15
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-10-45
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-10-50
第11節	沖縄総合通信事務所	...	3-11-1
第1款	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	3-11-3
第2款	26.175MHz以下	...	3-11-7
第3款	26.175MHz超50MHz以下	...	3-11-11

第4款	50MHz超222MHz以下	...	3-11-15
第5款	222MHz超335.4MHz以下	...	3-11-45
第6款	335.4MHz超714MHz以下	...	3-11-50
第4章	周波数区分ごとの評価結果		
第1節	714MHz以下の周波数の利用状況の概況	...	4-1
第2節	26.175MHz以下	...	4-5
第3節	26.175MHz超50MHz以下	...	4-17
第4節	50MHz超222MHz以下	...	4-23
第5節	222MHz超335.4MHz以下	...	4-59
第6節	335.4MHz超714MHz以下	...	4-65
第5章	総括	...	5-1
参考			参-1
参考1	発射状況調査	...	参-5
	150MHz帯 簡易無線	...	参-7
	350MHz帯 簡易無線	...	参-18
	400MHz帯 地域振興用無線	...	参-29
	400MHz帯 タクシー無線	...	参-40
参考2	各システムの概要	...	参-51
第1節	26.175MHz以下	...	参-53
§ 6-1-1	陸上・自営	...	参-55
§ 6-1-2	陸上・放送	...	参-56
§ 6-1-3	陸上・その他	...	参-57
§ 6-1-4	海上・船舶通信	...	参-58
§ 6-1-5	海上・測位	...	参-59
§ 6-1-6	航空・航空通信	...	参-60
§ 6-1-7	航空・測位	...	参-61
§ 6-1-8	その他・電波天文	...	参-62
§ 6-1-9	その他・ISM等	...	参-63
第2節	26.175MHz超50MHz以下	...	参-65
§ 6-2-1	陸上・自営	...	参-67
§ 6-2-2	陸上・放送事業	...	参-68
§ 6-2-3	陸上・その他	...	参-69
§ 6-2-4	海上・船舶通信	...	参-70
§ 6-2-5	海上・測位	...	参-71
§ 6-2-6	海上・その他	...	参-72
§ 6-2-7	航空・その他	...	参-73
§ 6-2-8	その他・電波天文	...	参-74
§ 6-2-9	その他・免許不要	...	参-75
第3節	50MHz超222MHz以下	...	参-77
§ 6-3-1	陸上・防災	...	参-79
§ 6-3-2	陸上・自営	...	参-80

§ 6-3-3	陸上・電気通信業務	… … … … …	参-81
§ 6-3-4	陸上・放送	… … … … …	参-82
§ 6-3-5	陸上・放送事業	… … … … …	参-83
§ 6-3-6	陸上・その他	… … … … …	参-84
§ 6-3-7	海上・船舶通信	… … … … …	参-85
§ 6-3-8	海上・その他	… … … … …	参-86
§ 6-3-9	航空・航空通信	… … … … …	参-87
§ 6-3-10	航空・測位	… … … … …	参-88
§ 6-3-11	衛星・電気通信業務	… … … … …	参-89
§ 6-3-12	その他・免許不要	… … … … …	参-90
第4節	222MHz超335.4MHz以下	… … … … …	参-91
§ 6-4-1	陸上・防災	… … … … …	参-93
§ 6-4-2	陸上・自営	… … … … …	参-94
§ 6-4-3	陸上・電気通信業務	… … … … …	参-95
§ 6-4-4	海上・測位	… … … … …	参-96
§ 6-4-5	航空・航空通信	… … … … …	参-97
§ 6-4-6	航空・測位	… … … … …	参-98
§ 6-4-7	その他・電波天文	… … … … …	参-99
§ 6-4-8	その他・免許不要	… … … … …	参-100
第5節	335.4MHz超714MHz以下	… … … … …	参-101
§ 6-5-1	陸上・防災	… … … … …	参-103
§ 6-5-2	陸上・自営	… … … … …	参-104
§ 6-5-3	陸上・電気通信業務	… … … … …	参-105
§ 6-5-4	陸上・放送	… … … … …	参-106
§ 6-5-5	陸上・放送事業	… … … … …	参-107
§ 6-5-6	陸上・その他	… … … … …	参-108
§ 6-5-7	海上・船舶通信	… … … … …	参-109
§ 6-5-8	海上・その他	… … … … …	参-110
§ 6-5-9	航空・航空通信	… … … … …	参-111
§ 6-5-10	航空・その他	… … … … …	参-112
§ 6-5-11	衛星・その他	… … … … …	参-113
§ 6-5-12	その他・電波天文	… … … … …	参-114
§ 6-5-13	その他・免許不要	… … … … …	参-115

付録資料

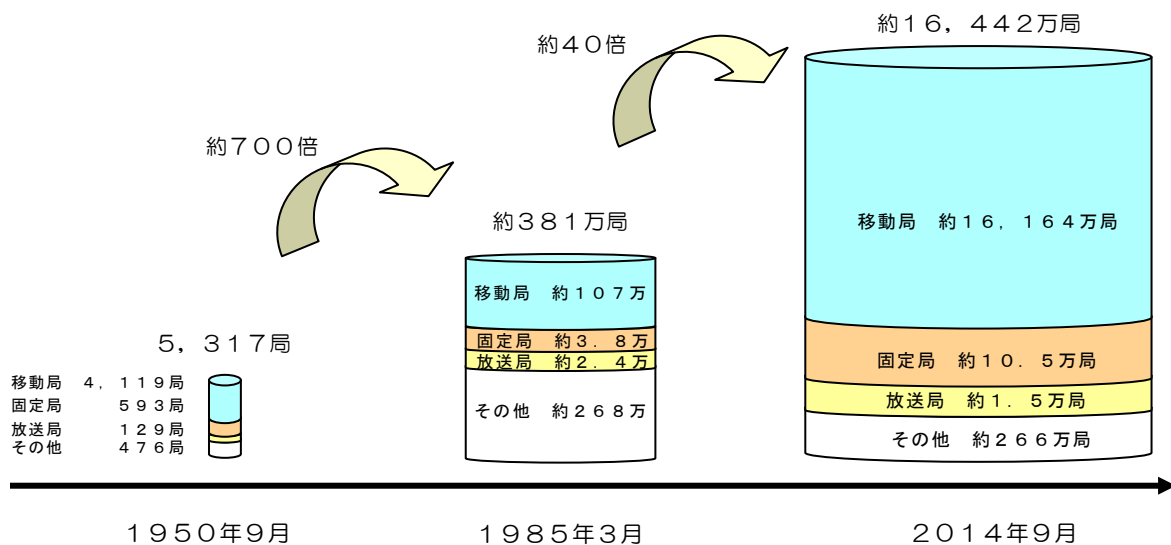
付録1	国内周波数分配の脚注	… … … … …	付-1
付録2	国際周波数分配の脚注	… … … … …	付-31
付録3	平成26年電波の利用状況調査の調査票	… … … … …	付-127

第 1 章

電波の利用状況調査・公表制度の概要

第1節 制度導入の背景

携帯電話や無線 LAN の普及・利用拡大に伴うサービスの多様化・高度化が進展しており、電波利用は量的にも質的にも大きく変化しており、電波に対するニーズはますます多様化する方向にあり、電波は私たちの生活において不可欠なものとなっている。電波法が制定された 1950 年（昭和 25 年）当時、電波は公共分野を中心に利用され、無線局数は全国で 5,000 局程度であった。しかし、図 1 に示すとおり、1985 年（昭和 60 年）の電気通信業務の民間開放を契機に、移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展し、2014 年（平成 26 年）9 月での無線局数は、1985 年の約 40 倍に相当する約 16,442 万局に達している。



《図1 無線局数の推移》

また、電波の利用は、携帯電話や無線 LAN といった通信分野だけではなく、産業効率化、地域活性化、医療、環境等の様々な分野への利活用が広がっており、電波利用の多様化が進展している。

さらに、ソフトウェア無線技術やコグニティブ無線技術、ワイヤレス給電技術など新しい無線技術の登場により、今後、これらの技術を活用したサービスが期待される。このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれからも成長・発展が進むものと考えられる。

これらの新たな電波利用システムを導入するに当たっては、そのシステムに割り当てる周波数を確保するため、周波数の移行・再編を行う必要がある。そのためには、実際に電波がどのように使われているかについて、現状を把握する必要があることから総務省では平成 14 年に電波法を改正し、電波の利用状況を調査し、その調査結果を評価する電波の利用状況調査制度を平成 15 年より導入した。この評価結果を踏まえ、周波数の移行・再編を円滑かつ着実に実行するための具体的取組を示した周波数再編アクションプランを策定し（平成 16 年に策定、毎年更新）、周波数割当計画の改定により周波数の移行期限を定め、周波数移行・再編を具体化してきたところである。

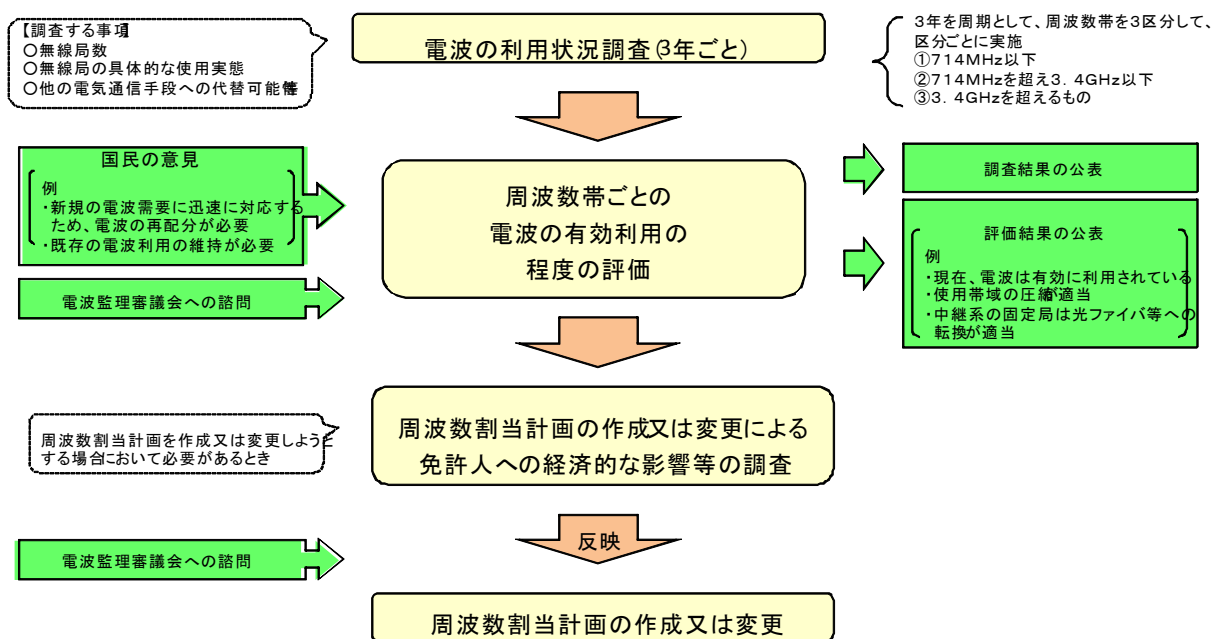
第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要

(1) 調査の目的

移動通信、無線アクセス等の今後増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定及び電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）（以下「調査省令」という。）に基づき実施するものである。



《図2 電波の利用状況調査・公表制度の概要》

(3) 調査の対象

調査省令第3条の規定により、3年を周期として周波数帯を以下のとおり3区分して、毎年各区分ごとに実施する。

- ①714MHz以下（平成24年度までは770MHz以下）のもの
- ②714MHzを超え3.4GHz以下（平成24年度までは770MHzを超え3.4GHz以下）のもの
- ③3.4GHzを超えるもの

具体的には、平成15年度に③3.4GHzを超えるもの、平成16年度は②770MHzを超え3.4GHz以下のものの調査を実施し、平成17年度は①770MHz以下のものの調査を実施した。これにより、平成15～17年度の3年間に於いて電波法で定める周波数帯を全て調査したことになる。これを1ローテーションとし、平成18年度から改めて

③3. 4GHz を超えるものから調査を始め、平成 23 年度までで 3 ローテーション目が終了した。平成 24 年度から③3. 4GHz を超えるものから調査を始め、4 ローテーション目に入っている。

(4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査省令第 4 条に基づき、原則として、全国 11 か所にある総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査省令第 5 条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、無線局監理データベース（総合無線局管理ファイル）のデータを基に調査を行う等となっている。なお、上記による調査のほか、調査を補完するものとして、適宜電波の発射状況の調査結果を活用する。

(5) 調査の評価方法

評価方法については、平成 19 年総務省告示第 1 号に基づき、周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を利用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況、新たな電波利用システムに関する需要の動向、その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価する。

(6) 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、調査省令第 7 条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査及び評価の結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧に供するほか、インターネットで公表する。

第 2 章

平成 26 年度電波の利用状況調査の概要

第 1 節 調査概要

(1) 調査対象

714MHz 以下の周波数帯を対象として調査を実施した。

(2) 調査基準日

平成 26 年 3 月 3 日を基準として実施した。

(3) 調査事項及び調査方法

調査省令第 5 条に基づき、免許を受けた無線局、登録を受けた無線局並びに免許及び登録を要しない無線局に係る調査を実施した。免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理及び同法第 26 条の 2 第 6 項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集により実施した。また、登録を受けた無線局に係る調査については、登録人の数及び登録局の数に関して、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理により実施した。

714MHz 以下の周波数帯を使用する無線局の調査事項等

(調査省令第 5 条関係)

調 査 事 項	調 査 方 法
① 免許人の数 ② 無線局の数 ③ 無線局の目的及び用途 ④ 無線設備の使用技術	電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
⑤ 無線局の具体的な使用実態 ⑥ 他の電気通信手段への代替可能性 ⑦ 電波を有効利用するための計画 ⑧ 使用周波数の移行計画	電波法第 26 条の 2 第 6 項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

注 包括免許の無線局については、電波法第 103 条の 2 第 5 項に規定する開設無線局数のみを調査事項とし、調査省令第 5 条第 2 項第 1 号に規定する方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局に係る調査については、次に掲げる区別ごとに、それぞれの欄に示す調査事項及び調査方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局の調査事項等（調査省令第5条関係）

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第38条の6第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の24第1項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の29において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の24第1項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第3項において準用する同法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の31第1項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の31第5項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第38条の31第6項において準用する同法第38条の20第1項の規定に基づき同法第38条の31第5項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第6項において準用する同法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第38条の33第1項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第40条第1項第4号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	電波法第38条の38において準用する同法第38条の20第1項に基づき同法第38条の33第4項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の工事設計認証に係る無線設備	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の規定により法第38条の25第2項の規定が適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第33条第2項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理

注 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

(4) 調査の評価

電波法第26条の2第3項に規定するとおり、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価した。

平成26年度調査の評価に当たっては、714MHz以下の周波数帯を5に区分し、各周波数区分に属する電波利用システムの電波の利用状況を基に、各周波数区分の評価を行った(第2節を参照)。

(5) 評価結果の公表

電波法第26条の2第4項に規定するとおり、利用状況調査及び評価の結果をインターネットの利用により公表するほか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局において公衆の閲覧に供する。

(6) 調査等のスケジュール

平成26年4月 総務省より免許人に調査票を送付

平成26年6月 調査票を回収

平成26年7月～平成27年3月 調査票の集計、分析及び評価を実施

平成27年4月～平成27年5月 評価(案)についてパブリックコメントを実施

平成27年6月 パブリックコメントの結果を公表

電波監理審議会に諮問

調査結果及び評価結果を公表

第2節 評価方法

- (1) 平成26年度調査の評価に当たっては、対象周波数帯(714MHz以下の周波数帯)を5に区分し、それぞれの周波数区分ごとに評価を行う。
- (2) 各周波数区分の評価に当たっては、各区分の周波数の電波を使用している電波利用システムの電波の利用状況を基に評価を行う。平成26年度調査では、総計約332.7万局の電波利用システムの評価を行っている。
- (3) 平成26年度の評価に際し、平成23年度に実施した電波の利用状況調査(770MHz以下の周波数帯)との経年比較を行う場合には、平成23年度の調査結果の集計条件を平成26年度の集計条件と合わせて再集計したものがある。
- (4) 調査周波数帯を5に区分した理由、各周波数区分に属する電波利用システムは次のとおりである。

周波数区分・区分理由	電波利用システムグループ		電波利用システム	
	評価グループ	評価対象システム		
26. 175MHz 以下 この周波数帯域は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システムによる使用が主体となっている帯域であり、国際的な周波数プランに従った遠距離通信用の周波数帯となっているため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上	自営(主に公共分野)	水防道路用無線 その他公共業務用無線	
		自営(公共分野以外)	一般業務用無線	
		放送	中波放送	
			短波放送	
			その他	アマチュア無線
		標準電波		
		路側通信		
		海上	船舶通信	船舶無線
			測位	ラジオ・ブイ
	海洋レーダー			
	気象通報用無線			
	航空	航空通信	航空無線	
			航空管制用無線	
			航空機製造修理事業用無線	
	測位	航空ビーコン		
		その他	電波天文	
			ISM	
	その他		実験試験局 その他	
	26. 175MHz 超 50MHz 以下 この周波数帯域は、主に小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上	自営(主に公共分野)	消防用無線
				列車無線
				無線呼出用無線
電気通信事業運営用無線				
その他公共業務用無線				
自営(公共分野以外)			一般業務用無線	
放送事業			放送連絡用無線	
			ラジオマイク用無線	
その他			アマチュア無線	
		電波規正用無線局		
		海上	船舶通信	船舶無線
測位			ラジオ・ブイ	
			海洋レーダー	
その他		魚群探知テレメーター		
航空		その他	グライダー練習用無線	
その他		電波天文	電波天文	
		免許不要	市民ラジオ	
			ラジコン	
			ラジオマイク	
その他		実験試験局		

50MHz 超 222MHz 以下 この周波数帯域は、見通し外通信にも使用できる超短波（VHF）帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上	防災	その他
			防災無線
			県防災端末系無線
			市町村防災用無線
			市町村防災用同報無線
			市町村防災用同報デジタル無線
		防災テレメーター	
		自営（主に公共分野）	消防用無線
			救急医療用無線
			気象用無線
			水防道路用無線
			道路管理用無線
			ガス事業用無線
			電気事業用無線
			陸上運輸用無線
			列車無線
			電気通信事業運営用無線
			その他公共業務用無線
		自営（公共分野以外）	一般業務用無線
			非常警報用無線
			テレメーター用無線
	同報無線		
	同報デジタル無線		
	電気通信業務	電気通信業務用無線	
	放送	FM 放送	
		FM 多重放送	
		V-High マルチメディア放送	
	放送事業	放送連絡用無線	
		放送連絡用デジタル無線	
		放送中継用無線	
		放送素材伝送用無線	
有線テレビジョン放送事業用無線			
その他	アマチュア無線		
	簡易無線		
	デジタル簡易無線		
	電波規正用無線局		
海上	船舶通信	船舶無線	
	その他	衛星 EPIRB	
		船上通信設備	
航空	航空通信	航空無線	
		航空管制用無線	
		飛行援助用無線	
		航空関係事業用	
		航空機製造修理事業用無線	

			航空無線データ通信用無線
			航空保安用無線
			飛行場情報等通報用無線
			航空機用救命無線
		測位	ILS
			VOR
	衛星	電気通信業務	オーブコム
	その他	免許不要	ラジコン
			ラジオマイク
			補聴援助用ラジオマイク
音声アシスト用無線電話			
動物検知通報システム			
その他	実験試験局		
		その他	
222MHz 超 335.4MHz 以下 無線システム及び電気通信業務用ページャーシステムによる使用に限定された帯域であるため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が適当。	陸上	防災	県防災用デジタル無線
			市町村防災用デジタル無線
		自営(主に公共分野)	消防用デジタル無線
			その他公共業務用無線
	自営(公共分野以外)	一般業務用無線	
	電気通信業務	電気通信業務用ページャー	
	海上	測位	ディファレンシャル GPS
	航空	航空通信	航空無線
			航空管制用無線
			航空機製造修理事業用無線
			飛行場情報等通報用無線
			航空機用救命無線
	測位	ILS	
	その他	電波天文	電波天文
		免許不要	ラジオマイク
			コードレス電話
			テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送
その他		実験試験局	
		その他	
335.4MHz 超 714MHz 以下 この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、評価対象システムごとあるいは個別システムごとの評価ではなく、周波数区分による一元的な評価が	陸上	防災	防災無線
			県防災端末系無線
			県防災端末系デジタル無線
			市町村防災用無線
			防災テレメーター
		自営(主に公共分野)	消防用無線
			水防道路用無線
			K-COSMOS 無線
			道路管理用無線
			道路管理用デジタル無線

相当。

		ガス事業用無線	
		電気事業用無線	
		電気事業用デジタル無線	
		陸上運輸用無線	
		列車無線	
		電気通信事業運営用無線	
		固定多重通信用無線	
		その他公共業務用無線	
	自営(公共分野以外)	一般業務用無線	
		タクシー用無線	
		タクシー用デジタル無線	
		テレメーター用無線	
		地域振興 MCA	
	電気通信業務	電気通信業務用移動多重無線	
		電気通信業務用携帯電話エントランス無線	
		電気通信業務用空港無線電話通信	
		電気通信業務用デジタル空港無線電話通信	
	放送	エリア放送	
		デジタル TV 放送	
	放送事業	放送連絡用無線	
		ラジオマイク用無線	
		放送波中継用無線	
		放送素材伝送用無線	
		有線テレビジョン放送事業用無線	
	その他	アマチュア無線	
		ラジオマイク用無線	
		電波規正用無線局	
		簡易無線	
		気象援助用無線	
		デジタル簡易無線	
	海上	船舶通信	船舶無線
			マリンホーン
その他		衛星 EPIRB	
		船上通信設備	
航空	航空通信	航空機用救命無線	
		航空管制用無線	
		航空関係事業用	
		航空機製造修理事業用無線	
	その他	航空レジャー用無線	
衛星	その他	DCP	
その他	電波天文	電波天文	
		免許不要	
		テレメーター、テレコントロール及	

			びデータ伝送
			医療用テレメーター
			無線呼出
			無線電話
			小電力セキュリティシステム
			アクティブタグシステム
		その他	実験試験局
			その他

(注1) 電波の利用状況調査の調査結果において、「その他公共業務用無線」は「公共業務用無線」に、「防災無線」は「その他の防災無線」と表記している。